

狭山市監査基準

平成15年12月24日全部改正
平成21年 4月 1日一部改正
平成27年 7月 9日一部改正
令和 2年 3月17日全部改正
令和 8年 9月24日一部改正

第1章 一般基準

(目的)

第1条 狭山市監査基準（以下「本基準」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「健全化法」という。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「公企法」という。）の規定に基づいて監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）並びにその他の行為の実施及び報告の徴取に関し、適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めるとともに、議会及び市長若しくは関係する行政委員会等（以下「市長等」という。）との関係を明確にすることを目的とする。

2 監査委員は、本基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを議会及び市長等に提出する。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 本基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 財務監査（法第199条第1項の規定による監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること。

(2) 行政監査（法第199条第2項の規定による監査）

事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であるか監査すること。

(3) 財政援助団体等監査（法第199条第7項の規定による監査）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び

公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

- (4) 決算審査（法第233条第2項又は公企法第30条第2項の規定による審査）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

- (5) 例月出納検査（法第235条の2第1項の規定による検査）

会計管理者及び企業管理者の現金の出納事務が正確に行われているか検査すること。

- (6) 基金運用審査（法第241条第5項の規定による審査）

基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

- (7) 健全化判断比率等審査（健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定による審査）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査すること。

- (8) 住民の直接請求に基づく監査（法第75条第1項の規定による監査）

選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署による監査の請求に応じ、市の事務の執行が法令に適合し、合理的かつ効果的に行われているかどうかについて監査すること。

- (9) 議会の請求に基づく監査（法第98条第2項の規定による監査）

議会による監査の請求に応じ、市の事務の執行が法令に適合し、合理的かつ効果的に行われているかどうかについて監査すること。

- (10) 市長の要求に基づく監査（法第199条第6項の規定による監査）

市長による監査の要求に応じ、市の事務の執行について監査すること。

- (11) 公金の収納又は支払事務に関する監査（法第235条の2第2項又は公企法第27条の2第1項の規定による監査）

必要があると認めるとき、又は市長若しくは企業管理者の要求に基づき、指定金融機関等の公金の収納又は支払の事務が、法令等の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを主眼として監査すること。

- (12) 住民監査請求に基づく監査（法第242条の規定による監査）

住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為、又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求の内容について監査すること。

- (13) 市長又は企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の9第3項又は公企法第34条の規定による監査）

市長又は企業管理者による監査の要求に応じ、職員が市に損害を与えた事実があるか監査すること。

(14) 共同設置機関の監査（法第252条の11第4項の規定による監査）

共同設置機関の行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が監査すること。

2 前項第1号に規定する財務監査は、定期監査（法第199条第4項の規定による監査）又は随時監査（法第199条第5項の規定による監査）として実施する。

3 前二項に定めるもののほか、監査委員が行う行為については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行しなければならない。

（独立性、公正不偏の態度及び正当な注意）

第4条 監査委員は、独立かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持しなければならない。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行しなければならない。

（専門性）

第5条 監査委員は、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持確保するため研鑽に努めなければならない。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせなければならない。

（質の管理）

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するにあたり求められる質を確保しなければならない。そのために、監査委員の事務を補助する職員に対して、適切に指揮及び監督を行わなければならない。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠、結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存しなければならない。

第2章 実施基準

(監査計画)

第7条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜監査計画を修正するものとする。

(リスクの識別と対応)

第8条 監査委員は、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第9条 前条のリスクの内容及び程度の検討にあたっては、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査等の実施手続)

第10条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

(監査等の証拠入手)

第11条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手しなければならない。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象若しくは状況が生じた場合又は新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携及び調整)

第12条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整し、監査等を行わなければならない。

(監査専門委員、外部監査人等との連携)

第13条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を選任し、必要な事項を調査させることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することができるよう、監査専門委員、外部監査人等との連携を図らなければならない。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告等の作成及び提出)

第14条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、市長及び関係のある委員会又は委員に提出しなければならない。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月出納検査の結果に関する報告を作成し、議会及び市長に提出しなければならない。

4 監査委員は、決算審査、基金運用審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長に提出しなければならない。

5 定期監査、随時監査及び財政援助団体等監査に係る監査対象部局等の長に対する講評は、原則として、監査等の結果に関する報告の決定の前に行い、これに対する弁明又は見解を聴取するものとする。

(監査等の結果に関する報告等への記載事項)

第15条 監査等の結果に関する報告等には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 本基準に準拠している旨

(2) 監査等の種類

(3) 監査等を実施した監査委員名

(4) 監査等の概要

ア 監査等の実施期間

イ 監査等の対象とした局部課又は事務所名若しくは事業所名（財政援助団体等にあつては団体名）

ウ 監査等の対象とした事項及び範囲（出資団体等にあつては採用している会計基準）

エ その他監査等の目的又は着眼点

オ 外部の専門家に監査の基礎となる事項の積算等を委託した場合、委託した旨及びその結果

(5) 監査等の結果

ア 監査等による事務の執行、事業の管理状況等についての意見

イ 指摘事項（指摘の事実、その発生理由、指摘の根拠等を分類整理するとともに必要に応じて助言、注意等を付記すること。）

2 前項第5号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、

重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 財務監査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること。
 - (2) 行政監査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げ、その運営及び組織が合理的であること。
 - (3) 財政援助団体等監査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
 - (4) 決算審査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であること。
 - (5) 例月出納検査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われていること。
 - (6) 基金運用審査 前項第1号から第4号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、市長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
 - (7) 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であること。
- 3 第1項第5号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。
- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第16条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用審査に係る意見の決定

(6) 健全化判断比率等審査に係る意見の決定

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨及び当該事項についての各監査委員の意見を議会、長及び関係のある委員会又は委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第17条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表しなければならない。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

(措置状況の公表等)

第18条 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容の通知を受けた場合は当該措置の内容を公表しなければならない。

- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に、適時、措置状況の報告を求めるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(その他)

第19条 本基準で定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

本基準は、令和2年4月1日から施行する。